

都合により日程を変更することがありますので、お問い合わせください。

名称(相談員)	日 時	場 所	問い合わせ
家庭児童相談 児童虐待相談 DV相談 (家庭相談員兼母子自立支援員)	月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:00 上記の時間以外(児童虐待通告のみ)	こども家庭課 (※時間外は当直室につながります)	☎(082)420-0407 ☎(082)422-2111
家庭児童相談 (家庭相談員兼母子自立支援員)	火・水・木曜日(祝日を除く) 10:00～17:00	子育て・障害総合支援センターはあとふる(サンスクエア東広島)	☎(082)493-6072
障害者・障害児相談 (相談支援コーディネーター)	月～土曜日(祝日を除く) 8:30～17:15	子育て・障害総合支援センターはあとふる(サンスクエア東広島)	☎(082)493-6073
障害者虐待相談	月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:15 上記の時間以外(障害者虐待通告のみ)	障害福祉課 子育て・障害者総合支援センターはあとふる(サンスクエア東広島)	☎(082)420-0180 (障害福祉課) ☎(082)493-6073 (はあとふる) ☎(082)422-2111
フレンドスペース (フレンドスペース指導員)	月～金曜日 (祝日・野外活動時を除く) ※不登校の児童・生徒への適応指導を行う教室です。	中央生涯学習センター内 黒瀬生涯学習センター内 豊栄支所内	☎(082)420-0929 (青少年育成課)
不登校サポート センター	第3水曜日(親の会を実施) 13:30～15:00	中央生涯学習センター内	☎(082)421-8494 ※親の会は予約が必要です。
働く女性の相談室	3月7日(土) 要予約(1週間前まで) ※仕事上の悩みや働きたい女性の相談に応じています。	市民文化センター 研修室3 (サンスクエア東広島)	☎☎(082)424-3833 (エスポワール/東広島 市男女共同参画推進室)
ボランティア相談窓口 (ボランティアコーディネーター)	水・土曜日 13:00～16:00	市民文化センター ボランティア活動支援センター (サンスクエア東広島)	☎(082)424-9590
児童青少年総合相談 教育相談(教育相談員) カウンセラーによる相談 (臨床心理士) 子育て相談(児童厚生員)	火～日曜日(祝日を除く) ※特別支援教育相談含む 火・金曜日(予約が必要です。 開館日の10:00～16:30) 火・水・木・土・日曜日(祝日を除く) 10:00～12:00 13:00～16:30 9:00～12:00 13:00～15:30	児童青少年センター内 児童青少年総合相談室 (サンスクエア東広島)	☎(082)422-3749

市政への要望(文書・電話・ファックスなど)

①タイトル②要望事項③住所・名前・FAX番号を記入の上、あなたの声をお寄せください。(市民生活課)	☎(082)420-0924 ☎(082)423-0270
---	----------------------------------

Free of Charge がいこくじんそうだんまどぐち 外国人相談窓口・Information and Consultations・Salão de Comunicação・外国人咨询窓口

言語	曜日	時間	場所	問い合わせ
English 英語	Tuesdays, Thursdays, Fridays	【火、木、金】 9:00～17:00	市民文化センター1階 コミュニケーションコーナー	Communication Corner Salão de comunicação コミュニケーションコーナー (公財)東広島市教育文化 振興事業団
	Mondays, Saturdays	【月、土】 13:00～17:00		
	Wednesdays, Sundays	【水、日】 9:00～13:00		
Português ポルトガル語	Quartas, Quintas, Sábados	【水、木、土】 9:00～13:00		
	Sextas	【金】 13:00～17:00		
中文 中国語	星期一、二、五、六	【月、火、金、土】 9:00～13:00		
	星期三、日	【水、日】 13:00～17:00		
Legal Consultations Consulta Juridica 法律相談	3月11日(水) ①13:00～②14:00～ ③15:00～④16:00～	弁護士が法律相談に応じます。英語・ポルトガル語・中国語の通訳あり。 1週間前までに予約が必要 。相談時間は約40分。	市民文化センター2階 研修室1	☎(082)424-3811 http://hhface.org/corner/jp.html

名称(相談員)	日 時	場 所	問い合わせ	
法律相談 (弁護士)	5日(休)・12日(休)・19日(休)・26日(休)、4月2日(休)〔当日8:30～9:00に電話またはファックス、市民生活課窓口で申し込みが必要。12人を超える場合は公開抽選。相談時間は30分以内。同じ案件については1回限り〕	13:00～16:00	☎(082)420-0924 ☎(082)423-0270 (市民生活課)	
登記・法律相談 (司法書士)	11日(休)・18日(休)、4月8日(休)〔当日8:30～9:30に電話またはファックス、市民生活課窓口で申し込みが必要。先着8人。相談時間は30分以内〕	10:00～12:00	市役所市民生活課	
あんしんホット相談 (NPO法人法務総合情報センター)	2日(月)・16日(月)、4月6日(月)〔相談日の前の週の木曜日までに、電話またはファックス、市民生活課窓口で申し込みが必要。先着10人。相談時間は1時間以内〕	10:00～12:00 13:00～16:00		
消費生活相談 (消費生活相談員)	月～金曜日 ※祝日を除く。 消費者と事業者間の契約トラブルに関する相談に応じています。	9:00～12:00 13:00～17:00	☎(082)421-7189 (消費生活センター)	
心配ごと相談 【心配ごと相談員 (民生委員・児童委員)】 行政相談 【行政相談委員】	西条会場	3日(火)、4月7日(火)	13:00～16:00	市役所本館相談室207
	八本松会場	11日(火)、4月8日(火)	13:00～16:00	八本松地域センター
	志和会場	19日(水)	13:00～16:00	志和出張所
	高屋会場	23日(日)	13:00～16:00	高屋西地域センター
	黒瀬会場	2日(月)、4月6日(月)	9:00～12:00	黒瀬保健福祉センター
	福富会場	11日(火)、4月8日(火)	13:00～16:00	福富保健福祉センター
	豊栄会場	17日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター
	河内会場	26日(水)	13:00～16:00	河内保健福祉センター
【特設】人権相談	安芸津会場	20日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター
	西条会場	3日(火)、10日(火)、17日(火)、24日(火)、31日(火)	13:00～16:00	広島法務局東広島支局
	黒瀬会場	2日(月)	9:00～12:00	黒瀬保健福祉センター
	福富会場	11日(火)	13:00～16:00	福富保健福祉センター
	豊栄会場	17日(火)	13:00～16:00	豊栄保健福祉センター
	安芸津会場	20日(金)	13:00～16:00	安芸津文化福祉センター
【常設】人権相談 (法務局職員・人権擁護委員)	月～金曜日(祝日を除く)	8:30～17:15	広島法務局東広島支局	☎(082)423-7707
ひがし広島 法律相談センター 【広島弁護士会による 法律相談】	原則毎週水曜日が相談日ですが変更になることがあります。 (火曜日を除く9:30～16:00までに電話予約。 相談は有料。ただし、交通事故相談は無料)	13:00～16:00	市民文化センター 研修室3 (サンスクエア東広島)	☎(082)421-0021
遺言・契約書等の作成 【東広島公証役場(公証人)】	月～金曜日(祝日を除く。電話予約必要。相談は無料)	10:00～12:00 13:00～16:00	東広島公証役場 (サンスクエア東広島)	☎(082)422-3733

談が多く寄せられます。事例の他に「家具に傷がついた」「高額な解約料を請求された」などの相談もあります。引越業者を選ばず、複数の業者から見積もりを取り、作業員数や補償など、価格以外の条件についてもよく検討することが大切です。契約時は、見積書を受け取ることも必ず約款を確認し、疑問点があれば業者に聞きましょう。また、梱包用の段ボールの返送料などをめぐり、トラブルになることがあります。契約先が確定する前には、梱包用の段ボールを受け取らないようにしましょう。荷物の紛失や損傷がある場合は、業者に速やかに連絡する必要があります。引越しが完了したらすぐに荷物の状態などを確認しましょう。紹介した事例以外にも、消費生活に係るトラブル、相談ごと、悪質な勧誘販売に関する情報提供などは市消費生活センターまでご連絡ください。

市消費生活センター
☎(082)421-7189

独国民生活センター
消費者ホットライン(土日祝)
☎(0570)064-370

お昼の消費生活相談
(平日11時～13時)
☎(03)3446-0999

教えて 消費生活

引越しサービスに注意!

〈事例1〉
午前中の作業を指定した引越業者が18時ごろになってようやく来たが、謝罪もなかった。作業終了後、荷物が1つなくなっており、翌朝業者に伝えたところ、「専用の箱に荷物を入れて鍵をかけて運ぶので紛失は考えられない」と言われた。業者の対応が悪すぎる。

〈事例2〉
インターネットで見つけた引越業者に見積もりを依頼した。すぐに業者から電話があり、口頭で見積額を提示され、段ボールや契約書類を送ると言われるなど、相手のペースで話が進み、よく考えずに了承してしまった。

その後、別の業者からも見積もりを取り、結果的にこちらと契約を決めた。最初の業者を断ったところ、段ボールの代金と送料を請求された。どうすればよいか。

アドバイス
進学や就職などに伴い、例年3月から5月にかけては引越サービスに関する相談